

(別紙)

三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱の一部改正について

1 趣旨

令和7年7月1日より利便性等向上のため、三重県電子申請・届出システムより一部の届出（変更届、廃止又は休止届及び定期報告）を行えるよう「三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱」の一部改正をしました。

2 主な改正点

「三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱」

- ・第15条（書類の経由）において、三重県電子申請・届出システムにより届出を行う場合は書類を経由させる必要がないことを記載しました。
- ・各条文の紙での届出等において、正本及び副本の提出部数の記載がなかったため、提出部数を記載しました。

3 施行日

令和7年7月1日